

○ 高齢者講習等の運用について

〔令和4年11月1日運免乙達第23号  
石川県警察本部長から関係所属長あて〕

対号 令和4年5月11日付け運免乙達第10号「高齢者講習等の運用について（通達）」

高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査の運用については、対号に基づき実施しているところであるが、このうち、高齢者講習をより円滑に実施するため、講習方法の一部を見直し、下記のとおり実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は令和4年11月1日をもって廃止する。

記

1 高齢者講習

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第12号に掲げる講習

(1) 受講対象者及び受講期間

ア 更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者  
更新期間が満了する日前6月以内

イ 特定失効者（法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者をいう。以下同じ。）で免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の者  
免許申請書を提出した日前1年以内

ウ 特定取消処分者（法第97条の2第1項第5号に規定する特定取消処分者をいう。以下同じ。）で免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の者  
免許申請書を提出した日前1年以内

エ 法第101条の7第4項の規定に基づく臨時高齢者講習の通知を受けた者  
通知を受けた日の翌日から起算して1月以内

(2) 講習時間

講習時間は、2時間（法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）以外の運転免許のみを受けている者及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第34条の3第4項又は第37条の6の3の基準に該当する者（以下「運転技能検査対象者」という。））に対する講

習は1時間)とする。

(3) 講習内容

次の区分により実施し、それぞれの講習は合同で実施できるものとする。

ア 普通自動車対応免許を受けている者の講習

講習内容は、別表に準拠して行うものとする。

イ 普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者の講習

講習内容は、別表に準拠し、実車による指導以外の項目について行うものとする。

ウ 臨時高齢者講習

講習内容は、別表に準拠して行うものとする。

(4) 高齢者講習終了証明書

高齢者講習を終了した者に対して、高齢者講習終了証明書（石川県道路交通に関する講習実施規程（昭和47年石川県公安委員会規程第4号。以下「講習規程」という。）別記様式第7の3）を交付するものとする。

なお、同終了証明書については、高齢者講習を終了した者から忘失等の申出があったときに、再交付できるものとする。

(5) 臨時高齢者講習の撤回

前記(1)エに規定する臨時高齢者講習の通知については、当該臨時高齢者講習の受講者に該当しないことが判明したときに、通知を撤回することができるものとする。

2 認知機能検査

(1) 受検対象者及び受検期間

ア 更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者

更新期間が満了する日前6月以内

イ 特定失効者で免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者

免許申請書を提出した日前1年以内

ウ 特定取消処分者で免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者

免許申請書を提出した日前1年以内

エ 法第101条の7第1項の規定に基づく臨時認知機能検査の通知を受けた者

通知を受けた日の翌日から起算して1月以内

(2) 実施区分

認知機能検査と臨時認知機能検査に区分して行うこと。

なお、認知機能検査と臨時認知機能検査は合同で実施できるものとする。

(3) 検査の方法

認知機能検査は、次の方法により行うものとする。(府令第26条の3)

ア 16の物の図画を当該物の名称及び分類とともに示した時点から一定の時間が経過した後に当該物の名称を記述させること。

イ 認知機能検査を行っている時の年月日、曜日及び時刻を記述させること。

(4) 総合点と結果の判定

総合点によって、認知症のおそれがある者又は認知症のおそれがない者に判定する。

ア 認知症のおそれがある者

総合点が36点未満

イ 認知症のおそれがない者

総合点が36点以上

(5) 検査結果の通知

検査結果に応じて、認知機能検査結果通知書（講習規程別記様式第18又は別記様式第18の2）を交付するものとする。

なお、同結果通知書については、認知機能検査の受検者から忘失等の申出があったときに、再交付できるものとする。

また、判定の結果、区分に変更が生じたときは、受検者に変更の通知をすることができるものとする。

(6) 臨時認知機能検査の撤回

前記(1)エに規定する臨時認知機能検査の通知については、当該臨時認知機能検査の受検者に該当しないことが判明したときに、通知を撤回するものとする。

3 運転技能検査

(1) 受検対象者及び受検期間

ア 更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者のうち、普通自動車対応免許を受けている者で、更新時の誕生日の160日前の日前3年間に一定の違反歴のある者

更新期間が満了する日前6月以内

イ 特定失効者で免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者のう

ち、普通自動車対応免許を受けている者で、更新時の誕生日の160日前の日前3年間に一定の違反歴のある者

免許申請書を提出した日前1年以内

ウ 特定取消処分者で免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者のうち、普通自動車対応免許を受けている者で、更新時の誕生日の160日前の日前3年間に一定の違反歴のある者

免許申請書を提出した日前1年以内

## (2) 検査の検査内容等

次の方法により行うものとする。(府令第26条の5)

なお、高齢者講習における実車指導と合同で行うことができるものとする。

### ア 検査内容

別表の実車による指導のうち、事前説明、ならし走行、課題を行う。課題については、「指定速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施し、検査終了後、受検者ごとに個別に安全指導を行う。

### イ 採点

減点式採点法により客観的かつ厳正に採点を行うものとする。

### ウ 合格基準

検査の成績は100点満点とし、大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許を受けようとし、又は現に受けている者は80点以上、上記以外の者は70点以上となった者を合格とする。

## (3) 運転技能検査受検結果証明書

検査を受検した者に対して、運転技能検査受検結果証明書（講習規程別記様式第19）を交付するものとする。

なお、同結果証明書については、運転技能検査を受検した者から忘失等の申出があったときに、再交付できるものとする。

## 4 高齢者講習等の実施場所

高齢者講習等は、県内の指定自動車教習所又は運転免許センターで実施するものとする。

## 5 高齢者講習等の通知

(1) 更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に、免許証の更新を受けようとするときは、更新期間が満了する日前6月以内に高齢者講習を

受けていなければならないこと及び当該講習を受講できる期間、場所等を記載した書面を送付するものとする。

- (2) 更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に、前記(1)の事項に加えて、免許証の更新を受けようとするときは、更新期間が満了する日前6月以内に認知機能検査を受けていなければならないこと及び当該認知機能検査を受けることができる期間、場所等その他認知機能検査に関する事項を記載した書面を送付するものとする。
- (3) 更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者のうち、運転技能検査対象者に、前記(1)及び(2)の事項に加えて、免許証の更新を受けようとするときは、更新期間が満了する日前6月以内に運転技能検査を受けていなければならないこと、及び当該運転技能検査を受けることができる期間、場所等その他運転技能検査に関する事項を記載した書面を送付するものとする。
- (4) 臨時認知機能検査の通知は、臨時認知検査通知書（石川県道路交通法施行細則（昭和35年石川県公安委員会規則第12号。以下「施行細則」という。）別記様式第12の7）により行うものとする。
- (5) 臨時高齢者講習の通知は、臨時高齢者講習通知書（施行細則別記様式第12の8）により行うものとする。

別表

講習方法	講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
		開講	講習概要や受講上の留意事項等について説明する。	
1 講義	道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における交通事故情勢  (2) 高齢者の交通事故の実態  (3) 高齢者支援制度等の紹介	地域における事故多発路線・時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交通事故事例に基づき指導する。  高齢運転者及び高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。  申請取消しやサポートカー限定免許等の説明に併せて、都道府県の実態に応じた高齢者支援制度について紹介する。	30分
	運転者の心構え	(1) 安全運転の基本  (2) 交通事故の悲惨さ  (3) シートベルト等の着用	交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務や負傷者の救護義務等について指導する。  交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。  後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。	
	安全運転の知識	(1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法  (2) 危険予測と回避方法等  (3) 改正された道路交通法令	認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。  高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。  受講者の前回の免許証の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。	
2 運転適性検査器材による指導	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。	30分
3 実車による指導	運転適性についての指導②	(1) 事前説明  (2) ならし走行  (3) 課題  (4) 安全指導	課題の実施前に、コースの周回要領等を含めた各課題の実施要領等に関する説明を行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させる。  原則として受講者ごとにおおむね300メートル、コースにおけるならし走行を行う。  コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。  適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運轉行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運轉行動に影響を及ぼしている可能性について理解させる。	1時間
<p>○ 講習時間：2時間            (普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は3以外の受講とし、講習時間は1時間)</p> <p>○ 1、2及び3の実施順序は問わないほか、1及び2については、それぞれを分割した上で連続して行わないことも可能とする。</p> <p>○ 1及び2については、3の順番待ちの時間に行うことも可能とする。</p> <p>○ 2の検査結果に基づく指導を1の講義の時間に行うことも可能とする。その場合には、当該指導を1の「安全運転の知識 (1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法」の一部として行うこととする。</p>				